⑶　細則で定める消費者団体の役員の職にある者
⑷　大学院を設置する大学の教授又は准教授の職に10年以上ある者その他の学識経験者
⑸　細則で定める経済団体の役員又はその職にあった者
３　委員の任期は、２年とする。但し、増員のため又は補欠として委嘱された委員の任期は、他の委員又は前任の委員の残任期間とする。
４　委員は、再任することができる。
５　委員は、非常勤とする。
（委員の欠格事由）
第11条　前条の規定にかかわらず、以下の各号のいずれかに該当する者は委員に就任することができない。また、委員が以下の各号のいずれかに該当するに至ったときには、当然にその地位を失うものとする。
⑴　未成年者
⑵　成年被後見人、被保佐人若しくは被補助人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者
⑶　破産者で復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者
⑷　禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その執行を終り、又はその執行を受けることがなくなった日から５年を経過しない者
⑸　法律の規定により指定紛争解決機関等（協会が設置したものを含む。）としての指定若しくは認証を取り消された場合又は外国の法令の規定により、当該外国において、指定紛争解決機関等としての指定等に類する行政処分を取り消された場合において、その取消しの日前30日以内にその法人又は団体の役員（外国の法令上これと同様に取り扱われている者を含む。）であった者でその取消しの日から５年を経過しない者
⑹　貸金業法、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律又は旧貸金業者の自主規制の助長に関する法律（昭和47年法律第102号）に違反し、罰金以上の刑の言渡しを受けた者
⑺　弁護士法（昭和24年法律第205号）、司法書士法（昭和25年法律第197号）若しくは債権管理回収業に関する特別措置法（平成10年法律第126号）又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から５年を経過しない者
⑻　暴力団員等である者
⑼　公務員として免職の懲戒処分を受け、当該処分の日から２年を経過しない者
⑽　裁判官として裁判官弾劾裁判所の罷免の裁判を受けた者
⑾　弁護士として除名若しくは退会命令の懲戒処分を受け、当該処分の日から３年を経過しない者又は業務停止の懲戒処分を受け弁護士の業務を行うことができない者
⑿　司法書士又は行政書士として業務の禁止の懲戒処分を受け、当該処分の日から３年を経過しない者若しくは業務の停止の懲戒処分を受け、司法書士又は行政書士の業務を行うことができない者
⒀　公認会計士又は税理士として登録抹消、業務禁止若しくは登録消除の懲戒処分を受け、当該処分の日から３年を経過しない者
（委員の辞任）
第12条　委員は、辞任することができる。但し、これにより第10条第１項に定める委員の数を下回るとき、又は同条第２項但書に定める要件を欠くに至るときには、補充の委員が就任するまで、委員としての職務を行うものとする。
（委員長）
第13条　委員会は、委員の互選により委員長１名を選任する。
２　委員長は、委員会の業務を総理し、委員会を代表する。
３　委員長が欠けたとき又は委員長に事故があるときその他委員長がその職務を行うことができないときには、あらかじめ委員会が定めた順序に従い、他の委員が委員長の職を代行する。
（委員会の開催及び招集）
第14条　委員会は、この規則に別段の定めがある場合を除き、委員長が招集し、議長となる。
２　委員は、委員長に対し、書面により、会議の目的たる事項を示して委員会の招集を請求することができる。この場合において、委員長が、当該請求を受領した日から10日以内に、請求を受領した日から３週間以内の日を委員会の開催日とする委員会を招集しないときには、当該請求をした委員は、自ら委員会を招集することができる。
３　委員会は、開催の日から１週間前までに会議の目的たる事項、日時及び場所又は電話会議その他これに類する方法をもって行う場合にはその旨及びその具体的方法を記載した文書を発して招集する。但し、委員長がやむを得ないと認めたときは期間を短縮し又は文書によらずして招集することができる。
（委員会の議事）
第15条　委員会は、委員の３分の２以上が出席しなければ、成立しない。
２　委員会の議事は、出席し議事に加わることができる委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。
３　委員は、自己に特別の利害のある議案については、議事に参加することができない。
４　前項に定める特別の利害関係に関し必要な事項は細則をもってこれを定める。
５　委員会の議事は公開しない。但し、委員長が必要と認めたときはこの限りでない。
（書面等による決議）
第16条　委員長は、必要あると認めるときは、委員会の会議の招集を行わず、書面その他の方法により委員の意見を求めることができる。この場合において、議事に加わることができる委員の過半数の賛成があるときには、当該議事につき委員会の決議があったものとみなす。
２　前条の規定は、前項の場合に準用する。
（議事録）
第17条　委員会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成し、委員長及び出席した委員のうちからその会議において選任された議事録署名人１名以上がこれに署名又は記名押印して、10年間協会に保存するものとする。
⑴　開催の日時及び場所又は電話会議その他これに類する方法によって行った場合にはその旨及び方法
⑵　委員の総数並びに出席者の数及び氏名
⑶　付議事項
⑷　議事の経過、要領及び発言者の発言要旨
⑸　決議事項
⑹　議事録署名人の選任に関する事項
２　前条第１項の規定により委員の意見を求めたときは、委員の意見を求めた事項、委員の意見を求めるための通知を発した日、各委員の意見及びその意見を受領した日を記録し、委員長がこれに署名又は記名押印して協会に保存する。
（貸金業相談・紛争解決センターの職員に対する指揮権限）
第18条　委員会及び委員長は、その職権を行使するために必要があると認めるときは、貸金業相談・紛争解決センターの職員に対し、その職務を補助させ、その他その職務に関し必要な指示を行うことができる。

第３節　紛争解決委員候補

（紛争解決委員候補の委嘱等）
第19条　紛争解決委員候補の数は、委員会の同意を得て会長が定める。
２　紛争解決委員候補は、人格識見に優れた者であって、弁護士の職務に従事した期間が通算して５年以上である弁護士のうちから委員会の推薦に基づき、理事会の同意を得て会長が委嘱するものとする。
３　前項の規定にかかわらず、会長は、特に必要あると認める場合には、委員会の推薦に基づき理事会の同意を得て、人格識見に優れた者であって、次の各号のいずれかに該当する者を紛争解決委員候補として委嘱することができる。
⑴　貸金業務に従事した期間が通算して10年以上である者
⑵　独立行政法人国民生活センターが付与する消費生活専門相談員の資格、一般財団法人日本産業協会が付与する消費生活アドバイザーの資格又は一般財団法人日本消費者協会が付与する消費生活コンサルタントの資格を有し、かつ消費者契約法（平成12年法律第61号）第13条第３項第５号イに定める消費生活相談に応ずる業務に従事した期間が通算して５年以上である者
⑶　判事、判事補、検事、弁護士又は学校教育法による大学の学部、専攻科若しくは大学院の法律学に属する科目の教授若しくは准教授のいずれかの職にあってその年数が通算して５年以上である者
⑷　司法書士法第３条第２項に定める司法書士（以下「認定司法書士」という。）であって同項に定める簡裁訴訟代理等関係業務に従事した期間が通算して５年以上である者